省　令

○総務省令第七十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月四日　　総務大臣　山本　早苗

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四第一の第一表を次のように改める。

第１表

通信量記録

都道府県別通信量

年度分

都道府県	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由しないもの）	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由しないもの）

公衆電話通信時間	デジタル公衆電話通信時間

注１　音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

２　各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

３　同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話通信時間の欄及びデジタル公衆電話通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

別表第四第一の第二表及び第四表を次のように改める。

第３表

通信量記録

単位料金区域別通信量等

年度分

単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由しないもの）	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間

加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由しないもの）	公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数	公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間	デジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数	デジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間

公衆電話通話時間	デジタル公衆電話通話時間	電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	自ユニット折返し比率	第一種公衆電話度数比率	

注１　音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録することとし、公衆電話通話時間及びデジタル公衆電話通話時間は再掲として記録すること。

２　各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

３　同一単位料金区域内通信回数の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄、公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄及びデジタル公衆電話自動通話同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第４表

通　信　量　記　録

年度分

項　目　名	数　値	単　位
平均保留時間（電話）		秒
平均保留時間（総合デジタル通信サービス）		秒
１呼当たり信号数（電話）		信号／呼
１呼当たり信号数（総合デジタル通信サービス）		信号／呼

別表第四第二の第二表中注３を注４とし、注２の次に次のように加える。

３　第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。

別表第四第二の第三表を次のように改める。

第３表

回線数記録
局別回線数

年度末現在

都道府県	単位料金区域	局	ＡＤＳＬ地域ＩＰ回線数	光地域ＩＰ回線数

注　ＡＤＳＬ地域ＩＰ回線数の欄には適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域ＩＰ回線数の欄には適格電気通信事業者の中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。